

# 委託業務特記仕様書

## (土木工事共通仕様書の適用)

**第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## (本業務の特記仕様事項)

**第2条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(現場責任者)

受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内(7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式第5号)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者(下請負の場合も含む)、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事(3500万円未満)の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

(検査の取扱い)

土砂撤去工及び同様の目的の業務において、施工後に堆砂が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来高確認を行っている部分に限り、監督員の出来高確認記録を当該検査の対象とし、再施工義務の対象外とする。